その他告示

○法務省告示第百五十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十二月十八日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所
弁護士法人世田谷用賀法律事務所
東京都世田谷区用賀四丁目五番十六号ＴＥビル二階

認証年月日
令和七年十二月八日

○外務省告示第四百六十二号

令和七年十月十五日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成二十七年九月十五日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったチョーライ日越友好病院整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十二年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年十二月十八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十三号

令和七年十一月二十七日にジブチで、ジブチ共和国における北部地方における給水施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　北部地方における給水施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億五千七百万円
3　署名者
日　本　側　大河内昭博在ジブチ大使
国際連合児童基金側　ベアーテ・ダシュテル在ジブチ事務所代表

令和七年十二月十八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十四号

令和七年十二月二日にウィントフックで、ナミビア共和国における適応のための農業の振興を通じた干ばつ被害を受けた農業コミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　適応のための農業の振興を通じた干ばつ被害を受けた農業コミュニティの強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億三千六百万円
3　署名者
日　本　側　麻妻信一在ナミビア大使
国際連合食糧農業機関側　パトリス・タラ・タクカム在ナミビア事務所代表代理

令和七年十二月十八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十五号

令和七年十二月二日にキーウで、人道的地雷及び不発弾除去のための緊急対応計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人道的地雷及び不発弾除去のための緊急対応計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四十億円
3　贈与の供与期限　令和十年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　中込正志在ウクライナ大使
ウクライナ側　イーホル・クリメンコ内務大臣

令和七年十二月十八日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県酒田市大蕨字石田一三、一四の一、一四の二、一七、一一〇、一一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字上大迫二六〇五、二六〇五の二、二六三五の四、二六三五の九
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手字栗下四〇一二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町月野字上長迫二三四八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字小平五四五九の八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）